

誓約書

当社又は当団体は、下記事項について誓約します。

また、森町が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部（袋井警察署）に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、当社又は当団体が森町と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 当社又は当団体の役員等は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員等（暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）に該当する者
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - (5) (1)から(4)に該当するもののほか、役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
 - (6) 役員等が、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方が(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該契約を締結したと認められる者
- 2 1の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。
- 3 本契約に関し、当社又は当団体が下請負者（下請が数次にわたるときはそのすべてを含む。以下同じ。）を使用する場合は、当該下請負者が上記1に該当しないことを書面で確認します。
- 4 本契約に関し、当社若しくは当団体又は下請負者が暴力団員等による不当要求を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、速やかにこれを警察本部又は管轄警察署に報告し、必要な協力を行います。
- 5 上記1～4に反する場合の本契約の解除等、森町が行う一切の措置について異議の申し立て、また、本契約解除によって生じた損害の賠償請求も行いません。

令和 年 月 日

森町長 太田 康雄 殿

住所
商号又は名称
氏名（代表者）

⑨